

◆法人事業税の税率表（平成11年4月1日～）

区分	法人の種類	所得等の区分		平成26年10月1日から 平成27年3月31日までに 開始する事業年度		平成20年10月1日から 平成26年9月30日までに 開始する事業年度		平成11年4月1日から 平成20年9月30日までに 開始する事業年度		
				不均一課税適用法人の税率 (標準税率)	超過税率	不均一課税適用法人の税率 (標準税率)	超過税率	不均一課税適用法人の税率 (標準税率)	超過税率	
				所得割	所得割	所得割	所得割			
所得・清算所得 ^{※1} を課税標準とする 法人	普通法人、公益法人 等、人格のない社団 等	所得割	適軽 用減 法税 人率	年400万円以下の所得	3.4	3.65	2.7	2.95	5	5.25
			年400万円を超え 年800万円以下の所得	5.1	5.465	4	4.365	7.3	7.665	
		年800万円を超える所得	6.7	7.18	5.3	5.78	9.6	10.08		
		軽減税率不適用法人	—	—	—	—	—	—		
		清算所得 ^{※1}	—	—	(5.3)	5.78	—	10.08		
	特別法人 〔法人税法別表三に 掲げる協同組合等 (農業協同組合、信 用金庫等)及び医療 法人〕	所得割	適軽 用減 法税 人率	年400万円以下の所得	3.4	3.65	2.7	2.95	5	5.25
			年400万円を超える所得	4.6	4.93	3.6	3.93	6.6	6.93	
		軽減税率不適用法人	—	—	—	—	—	—		
清算所得 ^{※1}	—	—	(3.6)	3.93	—	6.93				
収入金額を課税 標準とする法人	電気・ガス供給業又は 保険業を行う法人	収入割		0.9	0.965	0.7	0.765	1.3	1.365	
外形標準課税法人	地方税法第72条の 2第1項第1号イに 規定する法人 〔資本金の額（又は 出資金の額）が1億 円を超える普通法人 （特定目的会社、投 資法人、一般社団・ 一般財団法人は除 く）〕	所得割	適軽 用減 法税 人率	年400万円以下の所得	(2.2)	2.39	(1.5)	1.69	—	3.99
			年400万円を超え 年800万円以下の所得	(3.2)	3.475	(2.2)	2.475	—	5.775	
		年800万円を超える所得	(4.3)	4.66	(2.9)	3.26	—	7.56		
		軽減税率不適用法人	—	—	—	—	—	—		
		清算所得 ^{※1}	—	—	(2.9)	3.26	—	7.56		
	付加価値割	—	0.504	—	0.504	—	0.504			
資本割	—	0.21	—	0.21	—	0.21				

※1 清算所得に対して課税されるのは、平成22年9月30日以前に解散した法人に限ります。平成22年10月1日以後に解散した法人は、所得金額に課税されます。

(注) () 内の税率は、東京都での適用はありませんが、地方税法特別税の基準法人所得割額の計算に用います。